

〔研究ノート〕

厚生年金制度の抜本的改革

石 山 嘉 英

はじめに

日本の公的年金制度は崩壊の危機に瀕していると言われている。その端的なあらわれは、自営業者、その家族、従業員、20歳以上の学生らが加入する国民年金において加入者（正確には第1号被保険者、2003年3月時点で2,240万人）の40%近くもの人が保険料を払っていないという事実である。保険料を払っていない約900万人のうちの約500万人は所得が低くて正式に保険料を減免されている人であるが、残りの約400万人は未納者・未加入者であり、公的年金制度に対して公然と不信を表している存在である。

これらの人は、保険料を払っても将来自分に戻ってこないと思っているのである。現在の公的年金制度は実質的に賦課方式で運営されているので、「戻ってこない」のは当たり前であるが、「払った保険料に相当する額を年金として受けとれない」という意味では正しい判断である。

年金不信はこれだけにとどまっていない。最近では勤労者（正確には第2号被保険者、2003年3月時点で3,210万人）の加入する厚生年金においても保険料の支払いから逃げる動きが広がっている。勤労者も、「拠出したものが戻ってこない」と思っている。

法律によれば、すべての事業法人与5人以上が働く個人企業には厚生年金に加入する義務があり、そこで週に30時間以上働く勤労者には毎月保険料を納付する義務があるはずであるが、小企業の中には非加入のものが増えている（正確な数は不明）。また、正式に加入している企業の間でも、正社員を加入義務のないパート、アルバイトに切り替える動きが広がっている。加入者として保険料を払っている勤労者の数も、不況の影響もあるが、かなりのスピードで減っている。（なお、厚生年金の

保険料は労使折半で負担するものである。)

このように、国民年金はすでに大幅に空洞化しており、それが厚生年金にも広がろうとしているのが現状である。このようにして保険料収入が増えないとすれば、とりあえずは退職者に支払う年金のレベルを切り下げていくしかなく、いったいそれがどこまで下がるのかわからない——。国民のほとんどがそう思っているわけであり、高い保険料を負担しようという気持は薄れていく。空洞化がとまらなくなる。とりあえずはこれが「公的年金システムの破綻」の意味である。

しかし、「破綻」の意味を公的年金財政だけのせまい観点から考えるのは誤まりであろう。年金財政において、収支が悪化したり積立金が減りつづけることはたしかに問題であるが、それに対応するために保険料の引き上げを主な手段とすると（これが現在の厚生労働省のスタンス）、年金財政は救われるかもしれないが、日本経済には決定的なダメージが生じることになる。年金保険料の負担は現在でもすでに十分に重い。現在、国は厚生年金と国民年金を合わせて22.1兆円（厚生年金が20.2兆円、国民年金が1.9兆円）もの保険料を徴収している（02年度）。年金給付額は30兆円強である。ところが、厚生労働省は、03年12月、現行の年金給付水準を一定とするかぎり厚生年金保険料は2030年に年収の23.1%（現在は13.58%、労使折半）に達するという予測を発表した。国民年金保険料も2016年に月額2万500円（現在は1万3,300円）になるという見通しであった。

その後、厚生労働省は改革案をまとめ、04年6月に年金改革法が成立することとなった。その内容は報道されているとおりであるが、主なポイントは、①現在は年収の13.58%の厚生年金保険料を04年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、17年度以降は18.3%に固定する、②老齢厚生年金の給付水準はモデル世帯の場合、現役世代の平均的な手取り所得の50%とする、③現在の国民年金の保険料である月額1万3,300円を05年4月以降毎年280円ずつ引き上げ、17年度以降は1万6,900円に固定する、というものである。

このような“改革”は従来から繰り返されてきた保険料負担の引き上げと年金給付水準の引き下げとなんら変わらないものであり、抜本的ではないという批判を浴びた。また、厚生年金と国民年金という区分けがいまのままでいいのかという疑問は強かったが、制度体系の見直しはついに行われなかった。さらに、年金制度の中心

である厚生年金の保険料が将来18.3%で固定されるということはたしかにひとつの改革であるが、本当にそれが保証されているわけでもない。それは少子化が予想以上に進めが反古になりうるものである。「18.3%」が信頼されるためには年金財政の収支見通しを出すことが不可欠であるが、政府はそれを怠った。この点も批判されるべきである。

ちなみに、米国ではもう10年以上も保険料率（12.4%）を変えていないし、今後引き上げる予定もない。ヨーロッパでも、すでに保険料率を固定したか抑制を始めた国が増えている。

公的年金の基本に帰る

2004年の年金改革は抜本的改革とはならなかった。何が抜本的改革なのかについてのイメージは人によってすこしずつ異なるであろう。また、一挙に大改革を行うことは不可能という立場にも一定の説得力がある。しかし、公的年金への信頼を回復するために最小限必要な改革とは何かと考えるアプローチも必要であろう。ただし、議論を厚生年金に限定する。

最小限の改革とは、制度への不信を一掃するものである必要がある。また、改革の原則を明示する必要もある。

厚生労働省が03年12月に発表した「年金改革の方向性と論点」の中には「2004年の年金改革の基本的視点」という記述があり、公的年金が果たすべき基本的役割が一応は整理されていたのであるが、多分に曖昧さを残しており、正確な指針になっていなかった。たとえば、「現役世代の年金制度に対する不安感、不信感を解消する」ということが明確に述べられていた。ところが、具体的な改革の方向についての記述を読むと、不安、不信を解消するような改革案は示されていなかった。そこには、「社会保険方式と賦課方式（世代間扶養）を基本として改革を進めることが適切」とはっきり述べられており、現状を大きく変えないという方針が宣言されていたのである。これでは「現役世代の負担が過大にならないように配慮する」という基本的視点のひとつと矛盾することになる。賦課方式をまったく変えないのであれば、少子高齢化の中で現役世代の負担は必ず「過大」になっていくしかないであろう。

こう考えると、どうしても改革の原則をもっと正確に記述してやる必要がある。

年金論議の中で通常指摘される公的年金の機能あるいは役割とは、社会保険として老齢による労働所得の喪失のリスクに備えることと社会的所得再分配の仕組みとして最低生活費を保障することの二つである。この二つは明確に異なる役割である。前者の役割は退職時まで積みあがった私的貯蓄あるいは私的年金によってもある程度果たしうるが、すべてプライベートにした場合に、老後に十分備えない人が出てくることに対応しきれないというところから強制的社会保険としての公的年金が考え出された。いずれにしても、老齢によって労働所得がなくなった人に保険金として年金が支払われるわけである。確率的な意味でそのリスクは誰にもあり、またそのリスクに備えない人もいるので、社会全体でこのリスクをプールする社会保険の仕組みはたしかに必要である。また、後者の所得再分配の仕組みは、貧困、失業、病気などのためにわずかしら保険料を負担できなかった人にも老後は最低生活費に相当する年金を支給すべきだという考え方である。この考え方にしたがえば、公的年金は賦課方式の要素をもたざるをえない。

しかし、支払う保険料と受けとる年金の中に、保険機能と所得再分配機能が混在することによってむずかしい問題が発生してくる。現役世代が負担する保険料は、賦課方式の公的年金制度であれば、負担した人に将来の年金として戻ってくるのではなく、そのまま退職世代に年金として支給されてしまう。それでも、給付される年金が拠出（負担）した保険料に見合った額であれば負担感はないだろう。ところが、少子高齢化が進む中では若い世代ほど年金給付とくらべて保険料負担が大きくなっていく。

これは、次のような極端な状態とくらべれば鮮明となる。純粋な賦課方式が行われ、人口とその年齢構成が定常的であり、賃金も一定であると想定してみよう。すると、各世代の保険料負担と受けとる年金は同じとなる。つまり、賃金の一定率の保険料を払えば、どの世代に属する人も不変の給付建て年金を受けとることができる。この場合、現役世代が退職世代へ所得を再分配しているとしても、負担の不公平はない。負担感やはり少子高齢化の中で出てくる。その場合には、あとの世代になるほど保険料負担（料率）は重くなるわけであり、保険機能を果たす部分をこ

える部分は保険料とは認識されないであろう。それは税負担と言っていいものである。

これが大問題なのである。公的年金が働く人のすべてが加入する社会保険だということは、必然的に制度のすべてが賦課方式（現役世代の払う保険料が退職世代に年金として払い出される）として運営されることを意味するのだろうかということである。エコノミストの間ではいまの保険料の半分程度を積み立て方式（保険料が自分の老後のために積み立てられる）に切り替えるべきだという意見が多いが、政府あるいは厚生労働省はかたくなに給付建て、賦課方式の立場に立っている。この論争的な問題に決着をつけなければ、抜本的な年金改革はできないであろう。

賦課方式か積み立て方式か

かつて、経済成長が比較的順調であった時代においては、公的年金を給付建て、賦課方式で運営することは当然と考えられていた。保険とは集める保険料を保険金として払い出す集団的な仕組みであることはまちがいないから、この保険の原理を公的年金にも認めるかぎり賦課方式をとることは当然のように見える。しかし、以下で述べるように、賦課方式だけが保険の原理を実現するものではないのである。

一人当たりの賃金に保険料率をかけ、さらに現役勤労者の数をかけると1年間の総保険料収入となる。また一人当たりの年金額と退職世代の数をかけると1年間の総年金給付額となる。賦課方式においてはこれら両者は等しいから、

$$(\text{保険料率}) (\text{賃金}) (\text{現役世代の数}) = (\text{年金}) (\text{退職世代の数})$$

である。すなわち、

$$\text{保険給付率} = \frac{(\text{年金})}{(\text{賃金})} \cdot \frac{(\text{退職世代の数})}{(\text{現役世代の数})}$$

である。ここからすぐ見えるのは、年金の賃金に対する比率（これを所得代替率という）を一定とするかぎり、退職世代の現役世代に対する比率が上がれば比例的に保険料率も上がってしまうという事実である。つまり、現在および将来の保険料と言われているものの中には本来の保険料と世代間所得再分配（あとの世代から前の世代へ）のための税が混在しているわけだ。

賦課方式のもとで、賃金に対する保険料率を一定とすると、ノーショナルな保険

料に対する収益率は現役世代の数の増加率と彼らの賃金の上昇率の和であることが知られている。したがって、高い経済成長の時代には賦課方式はおそらく保険料を自分のために積み立てる積み立て方式よりも有利な収益率を実現するものであろう。

ところが、現役世代の数が減りつづけ、彼らの賃金もほとんど上がらなくなると、賦課方式は不利となり、積み立て方式の方が有利となる。

このような両方式の収益率の比較からの議論に加えて、積み立て方式の最大の利点は、「自分が支払った保険料は将来自分に年金として戻ってくる」という制度への信用を実現するところにある。公的年金制度への不信をできるだけ解消するためには、可能なかぎり積み立て方式の要素を現行制度の中に導入する以外にないのである。

現在の制度にもすでに積み立て的な要素が入っているという見方もある。厚生労働省はしばしば、現行制度は「修正積み立て方式」と説明している。つまり、大きな積立金が存在しており、それが生み出すリターンによって将来の保険料率の上昇がよりゆるやかになっている、と言うのである。しかし、現行制度に積み立ての要素があるとは言えないであろう。なぜなら、第1に厚生労働省は長期的に積立金を取り崩すというシナリオを決して示そうとしていない（少子高齢化にもいつかは終わりがくるから、本来はそうあるべきである）。また第2に、厚生年金の加入者に対して、厚生労働省は、保険料のうちのどのくらいが将来自分の年金として戻ってくる部分なのかを示そうとしない。個人勘定を与えないのでは、自分のものだという保証がない。これでは「積み立て」という表現をすこしでもつかうことはゴマカシとなろう。

積み立て方式の導入の方法

筆者は、現在の方式から積み立て方式へ全面的に移行することを主張したいのではない。それは不可能である。しかし、部分的にであれば可能性はある。大ざっぱな年金数理的計算を行ってみると、支払う保険料（その元利合計）と受けとる年金が等しくなるような勤労時代の平均的な保険料率は年収の16.5%程度であることがわかる（正確な計算は今後の課題としたい）。これはこれまでどおりの給付の仕組みをつづけた場合である。16.5%という平均料率は、現在の年間の平均的賃金（国

税庁の「民間給与の実態」によると2002年に448万円)と年金給付額から逆算して求めることができる。今後の保険料率の上昇(年に0.354%)を考えると、生涯平均でこの保険料率で保険料を支払うのは現在40歳前後の人になると思われる。ということは、平均で16.5%に満たない料率で保険料を払ってきた現在40歳以上の勤労者(およびすでに年金を受けとっている退職者)はトクをし、40歳よりも若い勤労者はソンをすることになる。社会保険とはいってもこの「損得勘定」から目をそむけることは許されない。

そこで、本来の保険料と税(以下では年金税と呼ぼう)とはどのように分けられるのかを考えてみよう。これまでの勤労者は16.5%を下回る保険料しか払っていないので、現在予定されている年金額を前提とするかぎりには、税を払ってはいない。税を払うことになるのはこれから保険料率の上がる40歳以下の勤労者だ。

理屈の上では、誰もが生涯平均で払うべき保険料率を16.5%とし、そこまで保険料を払わなかった中高年の勤労者と退職者から、さかのぼってそうなるように年金税を徴収することも考えられる。もしそれができれば、これからの若い世代にも16.5%の保険料率で保険料を払ってもらえばすむ。しかしそれは不可能である。現在以降の世代がある程度過去に対して負担せざるをえない。つまり、若い世代は年金税を払わざるをえない。そこで、年金税プラス(本来の)保険料の最小化を考えてみよう。

国民の年齢階層別の年収の額は厚生労働省が毎年行っている「国民生活基礎調査」によってつかむことができる。そのデータ(2000年)を見ると、高齢者世帯(世帯主が男性なら65歳以上、女性なら60歳以上、夫婦または単独)の数は、655万であり、その多くは公的年金に頼って生活している。しかし、これら高齢者世帯の年収の分布を見ると、200万円未満が約40%(39.4%)、300万円未満でとれば60.0%である。のこり40%の高齢者世帯は比較的ゆとりがある(現在の若い世代とくらべて)。この「年収が200万円未満の高齢者世帯は全体の40%」という比率はかなり安定的である。

したがって、年金税収をこの40%の世帯を中心に年金として支給すれば年金税の税率はそう高くないで済む。これは基礎年金の支給対象者の6割をカットする考え方である。貧しい高齢者世帯の絶対数は必ず増えていくから、年金税がすこしずつ

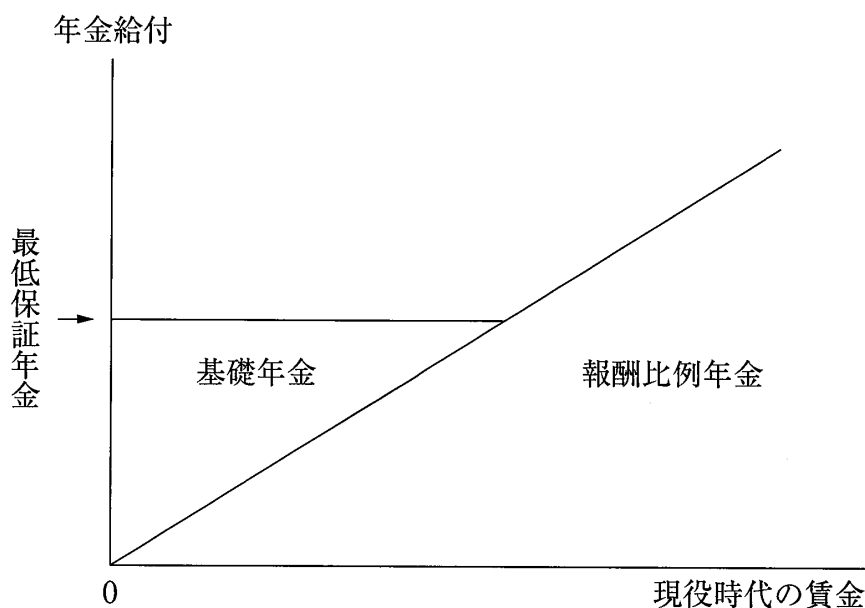
上がることは避けられないが、現在の厚生年金保険料率のうちの基礎年金対応部分について言えば半分以下に下げることができよう。つまり、年金保険料率が6%程度、年金税率が3%程度となり、合わせて賃金の9%程度の負担となる。(同様に国民年金のいまの保険料は年金税となり、大幅に下がろう。)

なぜこれほど下げられるのか。それは、高齢者世帯の4分の1だけに基礎年金を支給すればいいからである。現在、厚生年金月額満額23万6,000円のうちの基礎年金(夫婦合計)は13万2,000円であり、これは年金全体の56%だ。したがって、現在の保険料率13.58%のうちの56%である7.6%が基礎年金の給付をファイナンスしていると解釈できる。この7.6%分を廃止して年金税に切り替えればその40%、つまり3%ですむ。しかし、いま年収が200万円から300万円の高齢者世帯の中にも公的年金がなくなれば年収が200万円を割りこむ層が出てくるだろう。そういう層に公的年金を支給しつづける必要を考えると、以下で述べるように、3%という年金税率は変わらないと考えられる(3%は正確な税率への近似である)。本来の保険料率は6%となる。

このように、現在の年金保険料を本来の保険料と年金税とに分け、年金税収は低・無所得の高齢者だけに集中してつかうことの保険料引き下げ効果はドラマティックである。年金税の目的が所得再分配(世代間にかぎられず世代内でも行われる)である以上、現役勤労者よりも収入の多い高齢者にまで基礎年金を支給すべき根拠はない。この理屈は説得的ではないだろうか。現実にも、世界の中で、収入の多寡にかかわらず定額の基礎年金を高齢者全員に支給する国はわずかしかない。

年金税の課税標準は給与収入であるが、もしその税率があまりに上がりすぎるような場合には、他の税収を低・無所得の高齢者にまわすことも考えられる。大幅に余地があるとは思えないが、消費税の一部を年金税に切り替えるか、あるいは年金目的税とすることも検討していいだろう。なお、年金税は税とはいいながら、徴収はこれまでどおり社会保険庁が行うということがかまわないのではないか。

退職した勤労者が受けとる報酬比例年金と基礎年金(受けとれない場合もある)を図に描いておくと別掲のようになる。報酬比例年金は現役時代に賃金の一定比率(たとえば6%)として支払った保険料に対応するものであり、完全に報酬比例である。これに対して、基礎年金(夫婦で月に13万2,000円)は年金税を財源とする



ものであり、報酬比例年金が13万2,000円に満たない場合にのみ支払われる。その支払い方は逓減的である。つまり、報酬比例年金が増えるにしたがって基礎年金の額はカットされ、最低保証年金のところまでゼロとなる。

このような抜本的改革に対して、これまで多めの保険料を支払ってきた勤労者で退職後にもかなりの年金受給を見込んでいた人は怒るかもしれない（基礎年金をもらえなくなる）。しかし、中高年の勤労者はもともと月に23万6,000円もの年金をもらうほど保険料を負担していないのである。また、退職後に低所得となれば基礎年金は依然として支給される。そして、この改革案には、いまずぐ保険料率が13.58%から9%程度（本来の保険料率プラス年金税率）に下がるというメリットがある。夫婦で月に13万2,000円の最低保証年金だけではつらいと考える人は、保険料の低下分を老後に備えて貯蓄しておけばいいのである。

本来の保険料率は固定できるか

以上は最近数年の間にスウェーデンとイギリスで行われた公的年金改革、すなわち保険料による報酬比例、年金と税による基礎年金の組み合わせという仕組みに学んだものである。本来ならば、厚生年金と国民年金の統合も考えなければならない（厚生年金保険料の国民年金への流用の問題など）が、そこは実現可能性の観点から断念している。政府は年金課税の強化を行おうとしているが、もっと思い切りよく豊かな高齢者への基礎年金を廃止した方がすっきりする。年金を支給し、それを

また所得税で吸いあげるのは無駄であり無意味である。

さて、これまでのところは、基礎年金支給対象者の絞りこみによる保険料上昇の抑制という単純でわかりやすい提言である。これだけでも実現できれば素晴らしい。

しかし、その方向に動いたとしても、保険料率プラス年金税率はいったんは大幅に低下するものの、給付する年金の額を一定とする（給付建てと呼ばれる仕組み）かぎり、高齢化によってそれらの率は上昇せざるをえない。このように、所得再分配のための年金税は給付建て、賦課方式によって徴収されるので、その税率が上がっていくことはやむをえないと考えるべきであろうが、本来の保険料の料率までもが上がってそこでも世代間の所得再分配がおこってしまうのは理屈（保険数理）に合わない。そこで、抜本的改革を行なおうとするのなら、所得再分配を行わない報酬比例年金については給付建てを廃止して拠出（掛金）建てに変更せざるをえないであろう。拠出建てこそは保険料率を固定するための唯一の道だからである。抜本的改革にとって拠出建てへの移行は不可欠である。その中で、拠出（保険料）額と年金受給額は1対1で対応する。以下ではこの点を説明してみよう。

すでに述べたように、賦課方式と給付建てのもとでは、保険料率は所得代替率と退職・現役比率の積に等しくなるが、給付建てとは所得代替率を一定にするということである。この賦課方式と給付建ての組み合わせが保険料率の上昇と世代間の所得再分配をひきおこしてしまうわけであるが、筆者はこの所得再分配を年金税のみに引き受けさせるべきであると考えている。そうすれば、本来の保険料（その元利合計）はすべて自分の老後の報酬比例年金として「戻ってくる」はずである。

本来の年金保険料は必ず自分の老後の年金として戻ってくるようにすることこそは、公的年金制度に対する不信を解消する唯一の方法である。支払う保険料と受け取る年金の関係は完全に明らかであり、完全に比例的であるから、不満の出ようがない。これは私的年金保険にきわめて近い仕組みである。しかし、これを社会保険として運営すべき理由はある。それは多くの人が自分の労働所得喪失のリスクを過小評価するという事実である。誰でも若いうちは自分の老後のことを想像しにくいし、病気や失業を正確に予想することもむずかしいことである。そこに社会が強制して勤労時代に保険料を積み立てさせる意味がある。つまり、年金保険料は強制貯蓄としての性格をもっているのである。

それではなぜ、払う年金保険料が年金として戻ってくる仕組みが、決まった年金額を保証できず、不確定な年金額を支給する拠出建てにならざるをえないのだろうか。それは、払う保険料の元利合計が自分の年金になるという年金数理上の原理を貫かざるをえないからである（他人が払う保険料はあてにできない）。運用収益率を前もって決めることができない以上、保険料を払っている期間に前もって年金額がいくらになるかを知ることはできない。この年金額の不確実性は、保険料と年金の関係が強固になることの代償である。

しかし、この年金額の不確実性をあまり恐れる必要はない。なぜなら、保険料の積立金の運用収益率が安定していれば年金額も安定するからだ。だから報酬比例年金として月に20万円の受けとりを予想していたのに10万円になってしまう、というような事態はおこりえない。ただし、政府には保険料の運用収益率を2～3%に安定させる責任があり、運用対象資産を安全資産（つまりは国債）に限定する必要がある。現在のように株式への運用比率を高めるのはきわめて危険なことである（失敗しても誰も責任のとりようがない）。ちなみに米国では、公的年金の積立金はいっさい株式に投資しない方針を堅持している。

なお、ここでは政府が積み立て金を一元的に管理運用することを想定している。しかし、ただこれだけでは保険料を払う人が「自分の積み立て金」だという実感をもちにくいであろうから、政府は年に1回、加入者に対してその人が積み上げている金額を通知することが望ましいであろう。あるいは、毎年支払う保険料に等しい額の年金国債を交付することが望ましいであろう。

以上では本来の保険料を固定料率とし、積み立て方式で運用するという前提で考えてきた。拠出建てならば積み立て方式になると考えることは自然である。しかし、拠出建てで賦課方式とすることも考えられないことではない。スウェーデンでは、99年から拠出建てに移行し、保険料率を18.5%に固定した。このうちの2.5%は民間の年金保険への強制加入分としたが、これは当然拠出建て、積み立て方式で運用されることになる。しかし、残りの16%は拠出建て、賦課方式となった。従来の給付建てとちがって、各人の保険料拠出実績が個人別の年金勘定に記録されることになった。共に拠出建てであるから、給付額の保証はない。18.5%という全体の保険料率は半永久的に固定された。このような拠出建てへの移行によって、スウェーデンで

は若い世代の年金不信が大幅に改善することとなった。

前述した計算式からもわかるように、給付建てをとるかぎり、保険料率を固定すると、退職・現役比率の上昇と共に所得代替率は必ず下がらざるをえない。スウェーデンの場合、この所得代替率は58%であったが、新しい制度のもとでは2010年に53%にまで下がると見通されている。しかし、この程度の低下ですむのかどうかには疑問があるし、もっと先の将来にはさらに低くなる可能性が大きい。この点は拠出建て方式をとる場合の大きな問題であろう。

ただし、スウェーデンの年金はこれだけではない。現役時代の賃金が低かったなどの理由で保険料によってまかなわれる報酬比例年金が低い場合には、一般財源(税)によってまかなわれる「保証年金」がそれに上乘せされることになっている。これは先に図で示した仕組みと基本的に同じである。スウェーデンの旧制度においては退職者全員に定額の基礎年金を支給していたのであるが、それを廃止した。

賦課方式よりも積み立て方式の方がすぐれているのは、高齢化にともなうこのような所得代替率の低下を防ぐ機能がより大きい(完全ではないにしても)点においてである。すでに述べたように、世代重複のあるモデルによって計算すると、賦課方式における概念上の運用収益率は労働力人口の増加率と一人当たり賃金の上昇率の和となることが知られている。これに対して、積み立て方式における積立金の運用収益率は単純に安全資産への投資利回りである。日本を含む先進工業国においては、これからの長い期間、前者の収益率よりも後者(積み立て方式)の収益率の方が高いと考えて差し支えない。この収益率の格差は非常に大きいとは言えないであろうが、格差があるかぎりにおいて、積み立て方式のもとでの所得代替率の低下は割賦方式ほどには大きくなる。うまくいけば所得代替率を長期にわたって安定させることも不可能ではないと考えられる。積み立て方式のもとで実現する年金のレベルは、退職・現役比率の上昇からの影響は(ほとんど)受けないのである。

このように、本来の年金保険料は固定できるし、またできるだけ早くそうすべきものである。では、具体的に賃金の何%とするのがいいだろうか。この問題は、政府が勤労者に「退職後はいくらぐらいの報酬比例年金が欲しいですか」と聞いて決めるべきものであろう。高めの年金が欲しいとなればそれに応じて保険料率も高くなる。その手がかりとなるのは、先に述べた16.5%という年金数理的にバランスの

とれた保険料率、現在の年間約450万円という平均賃金、そして13万2,000円という最低保証年金（夫婦合計）である。ひとつの考え方は、平均的な勤労者が受けとるべき報酬比例年金の額を最低保証年金に等しくするという仕組みである。これによって、平均をこえる生涯平均賃金を受けとった勤労者には報酬比例年金のみが支給され、基礎年金の支給は行われなくなる。

この考え方にもとづけば、23万6,000円という年金を払うのに必要な保険料率は16.5%なのであるから、13万2,000円を報酬比例年金とするためにはその56.3%（13.2を23.6で割った比率）、つまり9.3%が必要だということになるのである。本来の保険料率はこの9.3%に半永久的に固定されることになる。なお、繰り返しになるが、月に10万円しか報酬比例年金のない人に対しては、それが13万2,000円になるよう補足的に基礎年金が支給される。このようにして当面は賃金に対して12.3%（保険料9.3%プラス年金税3%）の負担を求めるとすれば、現状からは1.3%の引き下げとなる。現在、厚生年金の保険料収入は13.58%という料率にもとづいて20兆円であるから、これによって約2兆円の負担を減らすことが可能となる。しかしより重要なのは、負担率を下げられるということなのである。

年金改革の目的は制度の安定化による年金不信の払拭であり、さらには日本の経済・社会の安定化である。しかし、以上のような抜本的改革は、長い不況からの脱出にとっても大きな効果をもたずである。

残る問題・いわゆる「二重の負担」

最後に、いわゆる「二重の負担」の問題にふれておこう。

「二重の負担」とは、積み立て方式となって払う保険料が自分の老後のために積み立てられることによりそれが現在の退職者の年金にはまわらなくなる、したがって現役の勤労者は別途、退職者の年金を負担せねばならないという問題である。この問題を筆者の改革案はどう解決するだろうか。

筆者の改革案にしたがえば、国の年金給付債務は大幅に縮小する。厚生労働省が99年に発表した試算によれば、2000年3月の時点で過去期間に対応した厚生年金給付債務は720兆円あり、それに対して給付時に行われる国庫負担が100兆円、積立金が170兆円ある。720兆円から100兆円プラス170兆円を差し引いた450兆円が積み立

て方式への移行にともなう「二重の負担」だという。その後、厚生労働省は、04年4月に、この給付債務が430兆円であることを明らかにした。これは若干の給付抑制を反映したものである。

厚生労働省や年金専門家は、現役勤労者が450兆円あるいは430兆円ものあらたな負担を行う（たとえ数十年かけるにせよ）ことはとうてい不可能であり、だから賦課方式をつづけるしかないと言う。しかし、筆者の改革案は720兆円という年金給付債務に大ナタをふるうものである。正確な計算は手に余るが、過去にさかのぼって給付債務を削るのであるから、半分以下にはなるだろう。この給付債務を支払っていく主な財源は公的年金制度全体で年に6兆円程度が見込まれる年金税収である。幸いなことに、厚生年金には170兆円の積立金（代行部分を含む）もあるので、これもゆっくりと取り崩して給付債務の支払いにあてることができる。毎年行われる国庫負担も同じようにつかえる。それでも足りない部分はそう小さくなく、それを30～40年かけて償却していくことは十分に可能であろう。

よく考えてみると、「二重の負担」は積み立て方式に移行するからあらたに発生するという性格のものではない。それは過去に保険料以上の年金を約束してしまったから発生するものであり、現状でもすでに存在している。はっきりと明示されていないだけなのである。政府は、賦課方式が維持し、これから2017年まで保険料率を引き上げていくと言っている。つまり、すでに現役勤労者は実質的に「二重の負担」を強いられる予定になっている。筆者の改革案はこの負担を最小化するものだとも言える。

「二重の負担」を積み立て方式の否定の理由としてつかう論者は、これからの保険料率の引き上げをも否定しなければ首尾一貫しない。